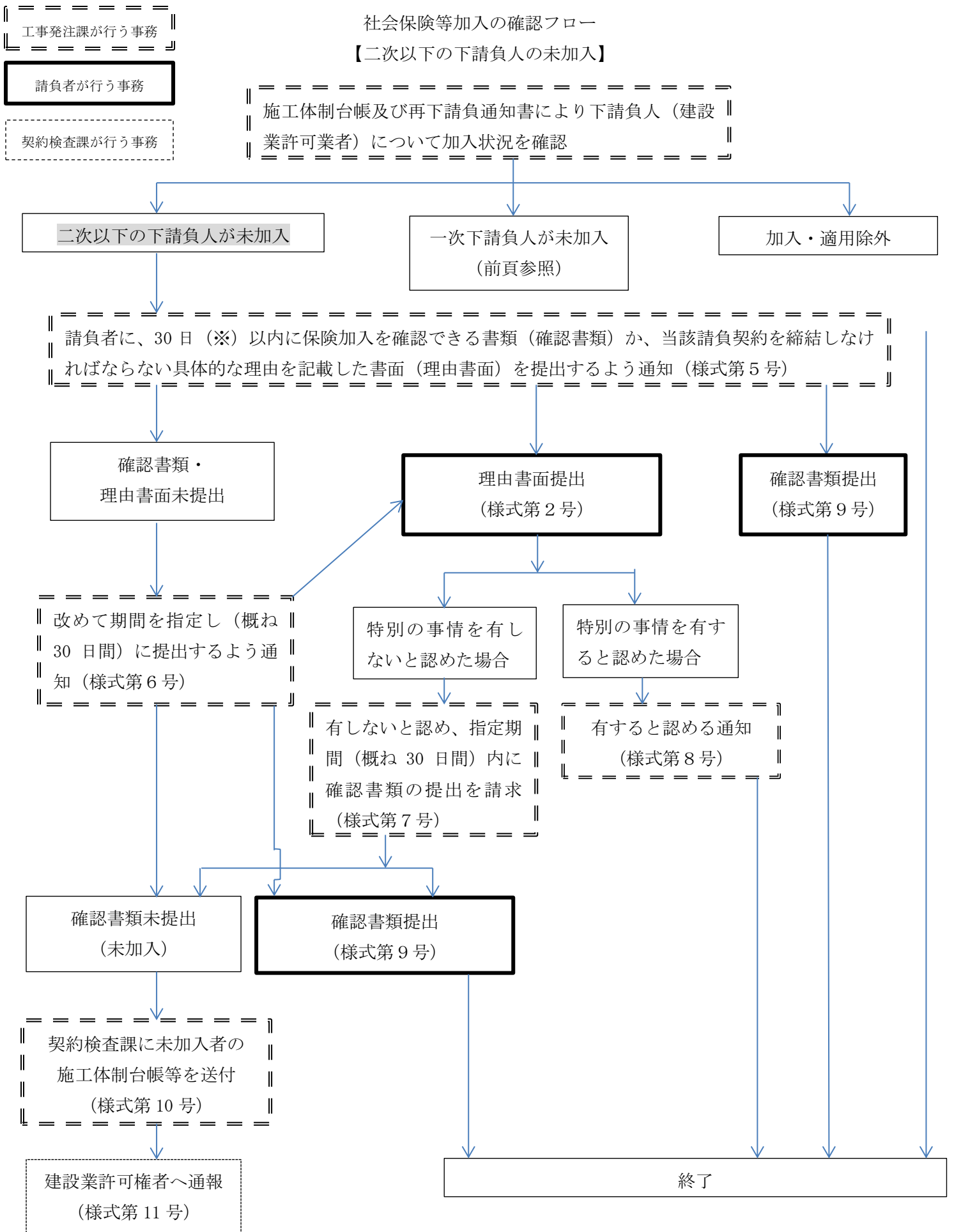


社会保険等加入の確認フロー

【二次以下の下請負人の未加入】



※ 工事発注課が、請負者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間